

休校中でもみんなで学習 育成小5,6年がICTで遠隔授業

4月22日から5月6日までの間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため市内の小中学校が臨時休校となりましたが、育成小学校（相馬準一校長）では、4月22日からオンラインによる遠隔授業を行いました。



教室と児童の自宅をつなぎ授業をする前多先生

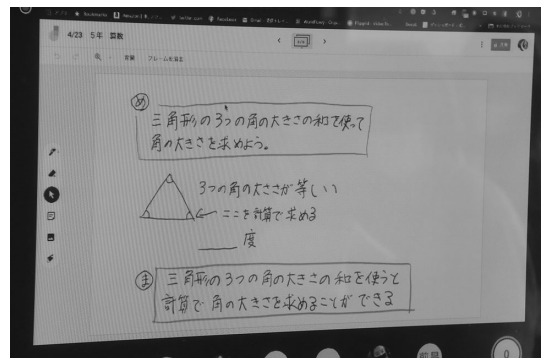
育成小は全校児童32人で、1・2年、3・4年、5・6年の複式3学級の小規模校です。昨年からの複式授業でタブレット端末等のICT機器を活用しており、児童らは機器の使い方を覚えてきました。また、児童の家庭にインターネット接続環境があり、保護者の理解も得られたことで、遠隔授業が実施できることになりました。

臨時休校の期間中は、5年生6人と6年生4人が、自宅にいながら45分の授業を1日2コマずつ受けました。遠隔授業は、通話やチャット、画像のやりとりなどができる「Microsoft Teams」と、動画を送受信できる「flipgrid」という2つのアプリを使用して行われます。

24日に行われた5年生の算数では、三角形の角度を計算で求める課題に挑戦しました。担任の前多昌顕先生から画面に映る児童らに問題が示され、しばらくすると解き終わった児童から次々に「できました」との声が。児童らは、回答の画像を送信したり、カメラに向かって回答を見せて先生のチェックを受けていました。盛柚羽さんは「普通に授業を受けているみたい。自習と違って分からないところを先生に聞くことができるのがいいです」と振り返りました。

前多先生は、遠隔授業の課題として、機材の準備が大変なことや自宅では児童が集中力を維持するのが難しいことなどをあげた上で「小規模校同士が広域的につながって授業科目の分業等ができれば、非常事態下での遠隔授業の進め方も変わっていくと思います」と今後の可能性について話していました。

相馬校長は「小規模校だからできる環境と言えますが、子どもたちの家庭学習の習慣化にもつながってほしい」と期待していました。



タブレットとタッチペンで板書

出来秋に期待 田植え現地督励



福島市長の激励を受ける作業中の石岡さん

稲作農家の生産意欲の高揚を図ろうと5月19日、福島市長をはじめ西北地域県民局、農協関係者ら約20人が、田植え作業中の生産者を督励しました。

この日一行は、森田町山田地区を中心に「まっしぐら」を約11.6ヘクタール作付けする石岡勝博さんの水田を訪問。石岡さんから苗の生育状況など順調であるとの報告を受け、田植え後の適切な水管理や除草剤の使用法などについて確認しました。

石岡さんは「田植えは今日から5日ほどで終わる。広くみんなに食べてもらえるような米を作りたい」と話していました。

督励後、福島市長は「つがる市は水稻が主力。農家に事故が無く出来秋となることを願っています」と期待していました。

6月1日から「つがる市景観計画」が施行されました

地域の特性を生かした良好な景観の形成と、世界文化遺産登録を目指す亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚周辺の景観保全を目的に、つがる市景観計画が6月1日からスタートしました。この景観計画によって、市内に建設する建築物や工作物、土地の開発等は、その面積や高さによって届け出が必要となります。届出書は、市役所建築住宅課窓口を設置していますので、行為着手の50日前までに提出してください。

●市に届出書（指定様式）を提出する行為の例（詳細は、市ホームページ「つがる市景観計画」をご覧ください）

・特定景観地域（史跡周辺の館岡地区の一部）の場合

建築物（新築、増改築）…延べ面積が10㎡を超えるもの
工作物等…高さが5mを超えるものまたは築造面積が10㎡を超えるもの（壁は1.5mを超えるもの）

土地の開発・土石の採取…法面・擁壁の高さが1.5mを超えるものまたは開発面積が300㎡を超えるもの

太陽光発電…事業の敷地面積300㎡を超えるもの

風力発電…高さが5mを超えるもの

※建築物・工作物については史跡からの眺望を阻害しないこと、周辺と調和すること、外壁の色彩の制限等があります。

・一般景観地域（特定景観地域を除く市全域）の場合

建築物（新築、増改築）…高さ13mまたは建築面積が1,000㎡を超えるもの

工作物等…高さが13mを超えるものまたは築造面積が1,000㎡を超えるもの（壁は5mを超えるもの）

土地の開発・土石の採取…法面の高さが5mを超えるものまたは開発面積が3,000㎡を超えるもの

太陽光発電…事業の敷地面積1,000㎡を超えるもの

風力発電…高さが13mを超えるもの

※一般景観地域であっても史跡からの眺望を阻害しないこと、県道12号線からの眺望において突出した印象を与えないこと等の制限があります。

ご相談は随時受け付けております。また、建築等の行為によって届け出をする前に事前協議を要する場合があります。【問い合わせ先】建築住宅課 電話42-2648（直通）



～ 岩木山麓、弘前市裾野地区近隣で農業をされているつがる市民の方へ ～

弘前市では、「史跡大森勝山遺跡」周辺の景観保全を強化しております。作業小屋の建築等でも届け出が必要な場合がありますので、弘前市都市計画課景観係（電話0172-34-3219）へお問い合わせください。

高齢者が地域で貢献できる環境整備を図る

働く意欲のある高齢者（55歳以上）の就業機会を確保するため、「つがる市生涯現役促進協議会」（倉光弘昭会長）が5月1日から運営を開始しました。

「つがる市生涯現役促進協議会」は、市、社会福祉協議会、商工会、シルバー人材センターを構成員として設立されました。厚生労働省の委託事業「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、次の事業を行い働く意欲のある高齢者と事業主を支援します。

事業内容

- ・高齢者の農業技術の習得、介護スキル研修会や事業主への労務管理セミナー開催
 - ・当事務所での各種相談および市内各地での定期巡回相談の開催
 - ・研修受講者の事業所見学・面接ツアー、事業主と高齢者のマッチング など
- 各種講習会・研修会の開催については、ポスター、チラシなどで随時お知らせいたします。



つがる市生涯現役促進協議会

住所 つがる市木造若宮11番地9
(青森銀行木造支店となり)

電話 26-6323 Fax 26-6423